

NTT東日本・西日本提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会（第4回）資料

各論点に関する当社の考え方

平成17年6月30日

NTT東日本 NTT西日本

•論点1 添架ポイント

◆添架順序について

P.2

•論点2 電柱添架申請等の同等性

◆新たな6.1mポイントにおける電柱側面への直接添架について

P.3

◆引込線添架手続きの簡素化について

P.4

◆新たな6.1mポイントの管理方法等について

P.5

◆一束化工法等について

P.6

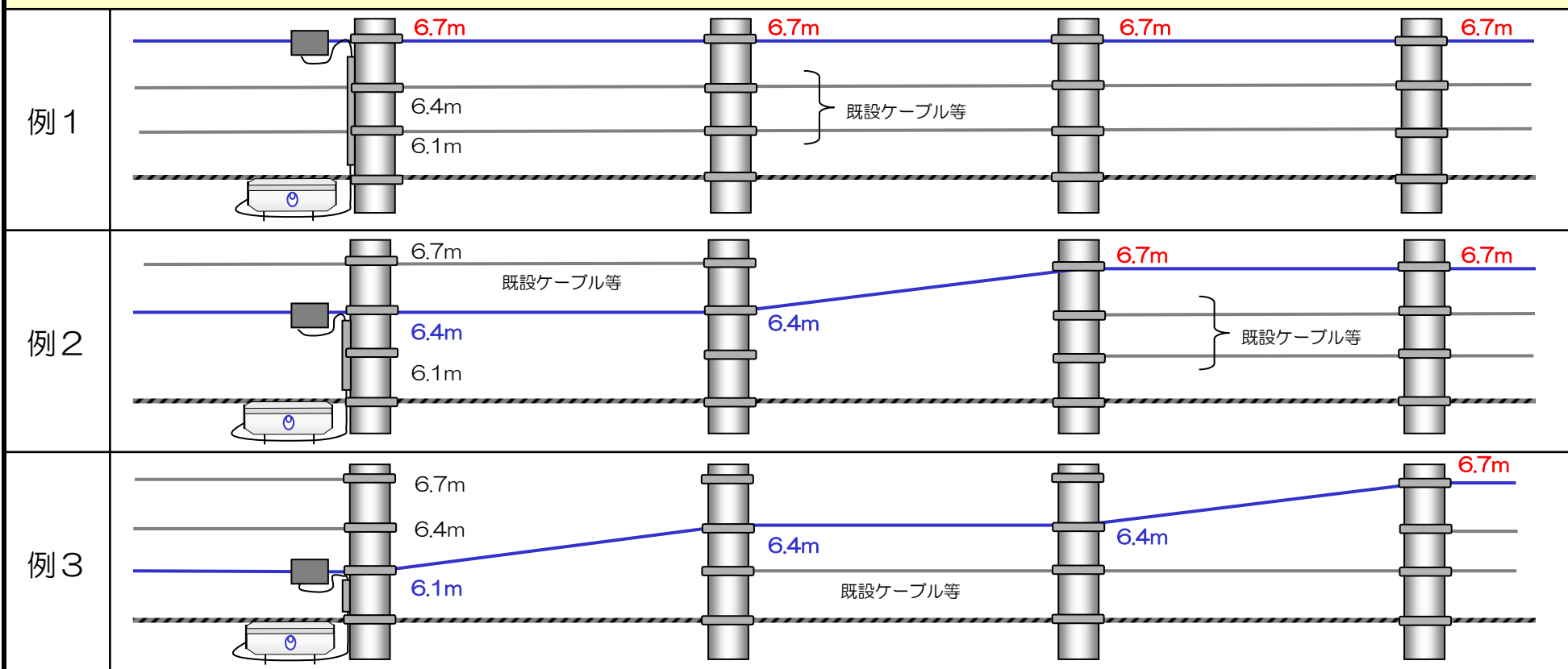
•論点3 電柱添架費用の同等性

◆電柱添架費用について

P.9

公のルール化が図られるのであれば他の一般添架ポイントの空きの有無にかかわらず、6.1mポイントを優先して利用することは可能と考えておりますが、6.1mポイントを起点としなければならない必然性はなく、仮に、6.1mポイントを起点として固定した場合は6.7mポイントを効率的に利用できない場合もあることから、添架区間全体の電柱の添架状況を考慮したポイント利用を行うべきと考えます。

事業者間の設備が相互に疎となり手続きの面での簡素化や工事・保守面での効率化が図られる単独添架がどの事業者にとっても望ましいと考えられることから、6.1m、6.4mポイントに空きがない場合には、6.7mポイントへの単独添架も検討すべきと考えます。



新たな6.1mポイントにおいて引込線を電柱側面に直接添架することについての当社の考え方は以下のとおりです。

- 新たな6.1mポイントにおいての添架については、離隔確保の観点からは突き出し金物を設置しての添架が望ましいと考えますが、電柱の側面に直接添架する場合であっても、基本的には、添架に係る関係法令（道路法、有線電気通信設備令等）や各電柱保有者が定める技術基準を遵守し、責任をもって工事を実施していただければ、添架を可能とする考えです。
- なお、本添架方法においては通常確保する離隔（30cm）と比べ当社引込線との離隔が小さくなることから、机上検討に加え、実環境においても離隔確保が可能かどうか等の実地検証による確認も必要と考えております。

NTT東西として既に「予め将来敷設予定分の引込線数量をまとめて添架申請することにより、都度の添架手続きは通知のみにより施工可能とする」簡素化案を提示させていただいておりますが、下記の観点から更なる検討が可能であると考えます。

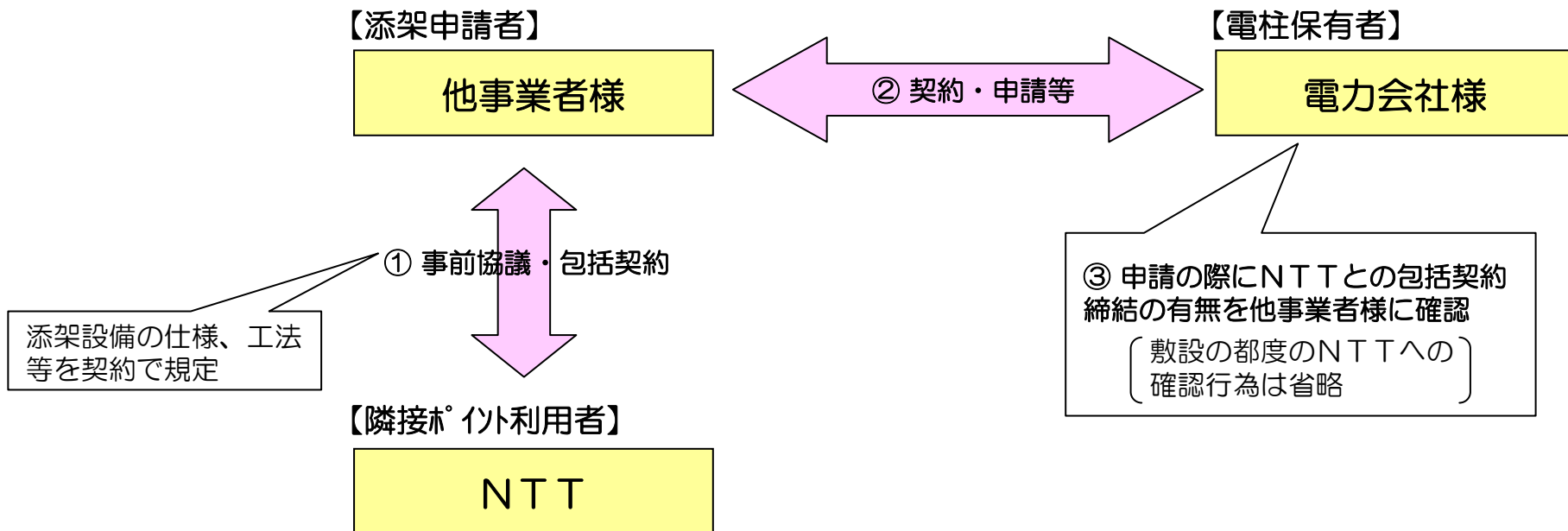
- 先般の当社提案に加え、「添架設備の仕様・工法等の事前協議確認による都度確認の効率化」「包括的な契約の締結による個々の契約の簡素化」等の見直しを行うことにより、更なる手続きの簡素化が可能であると考えております。

なお、過去の検討会で議論されました「“利用実態の伴わない空きポイントの予約確保”への懸念」については、当社においても同様な懸念を持っており、有限なリソースの有効かつ公平な利用に向けたルール等の検討が必要であると考えております。

項目	簡素化案
契約	個別契約の締結や添架料の請求を一定期間分まとめて行うこと等により、契約に係る手続きを簡素化できるものと考えます。
添架設備の仕様	基本契約において各事業者様の設備仕様を事前に確認し、敷設の都度は、事前確認したもののうちいずれを設置するかのみを通知していただくことで、都度の確認は簡素化できるものと考えます。
工法	基本契約において各事業者様の工法を事前に確認し、敷設の都度は、事前確認したもののうちいずれを採用するかのみを通知していただくことで、都度の確認は簡素化できるものと考えます。

- 電柱の管理責任は、あくまでも電柱保有者にあることから、新たな6.1mポイントを利用する場合であっても、添架申請は各電柱保有者に対して行っていただくものと考えております。
- 但し、新たな6.1mポイントについては、当社設備との離隔距離が短いことから、当社設備への影響を回避するための設備仕様、工法等を規定した契約を当社との間で事前に締結していただく必要があると考えております。
(各電力会社様においては、申請の際に、当該契約の有無を確認していただくのみとすることにより、電力会社様から当社への敷設の都度の確認行為を省略できるものと考えております)

事前協議フロー（イメージ）



一束化に関する当社の考え方は以下のとおりです。

- ① 現状において、当社が添架ポイントに空きがないことを理由に添架をお断りしている事例が僅少であること、更に今回新たな添架ポイントとして6.1mポイントを開放することから、他事業者様が単独で添架できる環境は十分整っているものと考えており、一束化を無理に行わずとも自前敷設が十分可能であるものと考えております。従って、まずは、単独添架を行うための条件、手続き等について優先的に整理していくことが望ましいと考えております。
- ② なお、①によるポイント開放が困難な場所においては、他の箇所におけるポイント創出（一般添架ポイントへの突き出し金物の設置等）の可能性を検討していくことも一つの方法と考えております。
- ③ ②によるポイント創出を考慮してもなお、個々の現場状況等により当社設備との一束化が必要となる場合には、実施にあたっての諸課題の解決等について個別の協議により対応させていただきたいと考えております。

他事業者様より確認要望がありました「当社のL形金物、メッセンジャワイヤの共用」についての、当社の考え方は、前回の検討会において述べさせていただいたとおりです。(下記)

他事業者様からの確認希望事項	当社の考え方
<p>一東化時の引込線の引き留め用として、NTT東西のL形金物やメッセンジャワイヤを共用することは可能か？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者間の設備は可能な限り相互に疎であった方が手続き面での簡素化や工事・保守面での効率化が図られるため、<u>これらの設備についても、他事業者様が自前で敷設されたものを単独でご利用いただくことが望ましい</u>と考えております。 ● 当社設備を利用しなければ、自前で引込線等の敷設が行えないものではないと考えておりますが、仮にできないとお考えであれば、その理由を具体的にご提示いただきたいと思います。

- 他事業者様が提示されている5.5mポイント、5.8mポイントにおける工法案については、様々な問題点が考えられるため、今後、これらの課題の解決に向けた検討が必要であると認識しております。
- なお、6.1mポイントを新たに開放することにより添架ポイントは十分確保されるものと考えますが、6.1mにおける新たなポイント開放が困難な場所において、他の箇所におけるポイント創出を検討するというのであれば、当該工法にかかわらず、まず、どの箇所にどのような手段を用いてポイントを創出するのかという議論を行うべきであると考えます。

電柱添架費用について

- 一般添架料はポイントあたり、光信号分岐端末回線の接続料は芯あたりの料金となっており、利用する電柱の本数や敷設する芯数によって1回線・1ポイントあたりの電柱コスト負担額は変動するため、一概には両者を比較することはできないものと考えておりますが、その料金は、両者とも当社接続約款に規定する網改造料算定式に準じた適切な方法により算定しており、基本的には同等のコストを負担することになるものと認識しております。
- また、電柱添架料は、添架ポイント数に応じた料金設定としておりますが、これは、リソースの占有度に応じてポイント見合いの使用料を公平にご負担いただく考えに基づくものであり、合理的であるものと考えております。

一般添架料

電柱1本にかかる費用を添架可能ポイント数（未使用ポイントを含む）で除して算定（年額1,200円／ポイント）

$$\text{添架料} = \frac{\text{電柱1本にかかる費用}}{\text{添架可能ポイント数}}$$

光信号分岐端末回線に含まれる電柱コスト

NTT柱の利用に係るコストについては、単芯区間及び少芯区間（平均3スパンモデル）の創設費の合計に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合を乗じて算定した電柱の創設費をもとに、当社接続約款に記載の網改造料算定式に準じて算定（東日本：年額666円／芯、西日本：年額655円／芯）

※ 電力柱の利用に係るコストは、個別に算定していないため具体的な額は不明

ちなみに、KDDI様からご提示のあった電柱4本を利用するケースの比較については、電力柱の利用に係るコスト分が反映されておりません。電力柱の利用に係るコストは個別に算定していないため、仮に同じケースで比較するとすれば、電力柱とNTT柱との利用比率を反映した上で比較する必要があるものと考えます。具体的には、電力柱とNTT柱の本数比率がほぼ半々であることから、NTT柱は2本利用するものとみてその範囲で比較する必要があるものと考えており、この場合でも、敷設する芯数によって1回線・1ポイントあたりの電柱コスト負担額は変動するため、一概には両者を比較することはできないものと考えております。